

1 省エネルギー・新エネルギー関連施策の主な実施状況

(1) 道の責務 (第3条)

道は、市町村が省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うこととしている。

- 新エネ導入の検討段階にある延べ22の市町村等にコーディネーターを派遣し、事業の掘り起こしから事業・収支計画策定、実施までを支援した。
- 低炭素化・資源循環及び生活を支える取組を一体的に進め、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまちづくりを目指す「北の住まいるタウン」の推進を図るため、モデル市町村の計画推進を支援した。
- 本道に豊富に賦存するバイオマスの利活用に関する地域の自発的な取組の促進に向け、地域の機運醸成から事業の具体化に至る様々な段階に応じて、市町村への専門家派遣や、可能性調査、設備設計、設備導入等に係る支援を行った。
- 地域における先駆的なエネルギーの地産地消のモデルとなる取組に対し、システムの検討、設計段階から事業化まで一貫した支援を行った。
- 地域における新エネルギーの導入を拡大するため、地熱・温泉熱の利活用に係る専門家を延べ16の市町村や事業者に派遣した。
- 道は国に対し、新エネの導入拡大に向け、電力基盤の増強や既存送電線の有効活用、送電線への新規接続が困難な状況の改善などの規制・制度改革について要望を行った。

道は、施設の建設や維持管理等に当たって、自ら率先して省エネルギーの推進や新エネルギーの導入に努めることとしている。

- 道警本部庁舎ESCO事業や道有施設へのLED照明機器の導入などにより省エネを実践したほか、燃料電池車、電気自動車・クリーンディーゼル車・プラグインハイブリッド車の公用車利用や道有施設に太陽光発電設備を設置するなど新エネの導入を進めた。

(2) 事業者の責務 (第4条)

・事業者は、その事業活動を行うに当たっては、省エネルギーの推進並びに新エネルギーの開発及び導入に自ら積極的に努める。
 ・事業者は、道が実施する省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策に協力する。

- 国による固定価格買取制度をはじめとした支援施策、道による支援施策や企業誘致の取組、国への要望などにより、事業者の省エネ・新エネの取組が促進された。
- 事業者自ら、省エネ・新エネの促進に向け、環境産業の振興に資する技術開発や製品開発を行うとともに、首都圏で開催される環境産業関連展示会への出展により道内産業が有する優れた技術や製品のPRを行った。
- クールビズやウォームビズ関連のキャンペーンに賛同する事業所が3000件を超えるなど積極的な省エネの取組が進められているほか、道主催の環境産業関連人材育成セミナーにH26～H30の計で800名以上が参加するなど、新エネの導入に向けた取組が進められている。

(3) 道民の責務 (第5条)

・道民は、その日常生活において、省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入に自ら積極的に努める。
 ・道民は、道が実施する省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策に協力する。

- 国による固定価格買取制度をはじめとした支援施策、道による支援施策などにより、道民

の省エネ・新エネの取組が促進された。

- 道民自ら、日常生活における省エネ行動を行うとともに、固定価格買取制度を活用した住宅用太陽光発電の導入などの新エネ導入に努めた。
- 道が講師派遣を行った住民等団体主催の環境学習講座にH26～H30の計で2000名以上が参加したほか、道民向けの省エネ・新エネ啓発イベントへの参加など、省エネ推進等の施策に協力した。

(4) 基本的な計画の策定 (第7条)

知事は、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定しなければならないとしている。

- 平成28年3月：「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画 [第Ⅱ期]」中間見直し

【参考：前回(H26)条例施行状況点検時までの計画策定状況】

- 平成14年2月：「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」の策定
【計画期間：平成13～22年度（10年間）】
- 平成19年3月：「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」の一部変更
- 平成24年3月：「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画 [第Ⅱ期]」の策定
【計画期間：平成23～令和2年度（10年間）】
- 平成26年3月：「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」の策定

(5) 学習の推進 (第8条)

道は、事業者や道民が省エネルギーの推進や新エネルギーの開発・導入の必要性について理解を深めるとともに、自発的な活動の意欲が増進されるよう、省エネルギー及び新エネルギーに関する学習を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講ずることとしている。

- 環境産業の新たな事業展開の促進を図るため、企業の人材が知識を習得するためのセミナーや環境産業への参入を支援するための人材を育成する講習会を開催し800名以上の参加があった。
- 道産バイオ燃料の地産地消の取組を促進するため、道民、製造事業者、利用者向けセミナーを開催した。
- 小学生から高校生、保護者など、様々な人々が環境について考える場を設け、実践発表や体験学習等を行った。

(6) 民間団体等の自発的な活動の促進 (第9条)

道は、事業者や道民、民間団体などが行う省エネルギーの推進や新エネルギーの開発・導入に関する自発的な活動を促進するために、必要な支援を行うこととしている。

- 本道に豊富に賦存するバイオマスの利活用に関する地域の自発的な取組の促進に向け、地域の機運醸成から事業の具体化に至る様々な段階に応じて、市町村への専門家派遣や、可能性調査、設備設計、設備導入等に係る支援を行った。(再掲)
- 地域における先駆的なエネルギーの地産地消のモデルとなる取組に対し、システムの検討、設計段階から事業化まで一貫した支援を行った。(再掲)
- 地域における新エネルギーの導入を拡大するため、地熱・温泉熱の利活用に係る専門家を延べ16の市町村や事業者へ派遣した。(再掲)

(7) 関連産業の振興 (第10条)

道は、省エネルギーや新エネルギーの関連産業を振興するため、エネルギーの供給、エネルギーを利用する機械器具の製造・販売、住宅建築、旅客・貨物運送等の事業者が行う省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に資する事業活動に対して、必要な支援を行うこととしている。

- 冷涼な気候や豊富な新エネルギーを活かし、空調用電力やCO₂削減ができるデータセンター立地における本道の優位性を道外の事業者にも周知したほか、成長産業分野の対象業種として新エネルギー供給業の立地11件に対し支援を行った。
- 道内企業が持つ地域特有の製品・技術と道外企業の製品を組み合わせ、積雪寒冷地特有の製品の開発を実施するプロジェクトに対して支援を行った。
- 水素エネルギー関連ビジネス展開に向けた先進地調査や関連セミナーを開催した。
- 民間主導の支援に向け、金融機関と連携して、新たな融資手法等支援施策の検討を行った。

(8) 情報の提供 (第11条)

道は、事業者や道民、民間団体などによる省エネルギーや新エネルギーに関する学習の推進や自発的な活動の促進、関連産業の振興のために必要な情報を適切に提供することとしている。

- 省エネルギーに関するリーフレットの作成・配布やキャンペーンの実施、地球温暖化に関するポータルサイトの設置、具体的な省エネの取組方法等を紹介するイベントの開催などにより、省エネ行動に関する情報提供を行った。
- 振興局ごとに設置している「省エネ・新エネサポート相談窓口」において市町村や事業者への支援を行うとともに、市町村等を対象に「地域省エネ・新エネ導入推進会議」を開催し地域課題の検討や各種支援制度の紹介などを行った。

(9) 調査の実施 (第12条)

道は、省エネルギーの状況や新エネルギーの開発・導入の状況に関する調査を実施することとしている。

- エネルギーに関する統計データを基に算出したエネルギーバランス表などを通じて、道内のエネルギー消費や省エネルギーの状況を把握したほか、各市町村や関係機関の協力を得ながら調査を行い、新エネルギーに関する計画の進捗や導入実績を把握した。
- 道立総合研究機構 地質研究所と連携し、道内の地熱・温泉熱ポテンシャルの調査を行い、調査結果に基づき、地熱ポテンシャルマップを策定した。
- 2018年9月の大規模停電等を踏まえ、新エネルギーの可能性や課題の把握するため、新エネ概況調査を実施し、有識者委員会での検討資料として活用。

(10) 研究開発の推進等 (第13条)

道は、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に資する技術の向上を図るため、研究開発の推進とその成果の普及などの必要な措置を講ずることとしている。

- 大学や試験研究機関、民間企業等と相互に連携し、新エネルギーの導入拡大やエネルギー効率の向上に向けた技術開発や実用化など、必要な研究開発を促進した。
- (地独)道立総合研究機構において省エネや新エネ関係の研究開発等を実施している。

[主な研究テーマ]

- ・ 地域・産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築 (建築研究本部、農業研究本部、森林研究本部、産業技術研究本部、環境・地質研究本部、水産研究本部：H26～H30)
- ・ 低コスト地中採熱システム及び温泉排熱等の熱回収システムの開発 (産業技術研究本部：H25～H27)
- ・ 磁気ヒートポンプ熱交換構造に関する研究 (産業技術研究本部：H25～R1)
- ・ 非住宅建築物及び住宅の省エネ適合義務化対応と将来目標水準に関する研究 (建築研究本

部：H28～H30)

- ・保温装備と耐雪性を強化した北海道型ハウスの無加温周年利用技術の確立（農業研究本部：H29-R1)

(11) 表彰等（第14条）

道は、省エネルギーの推進や新エネルギーの開発・導入に関して特に功績があったものに対し、表彰などの必要な措置を講ずることとしている。

- 省エネルギー機器の導入やエネルギー効率の向上、新エネルギーの先進的導入や利用設備・技術の開発のほか、省エネ・新エネに関する普及啓発活動等で顕著な功績のある個人・団体等を対象にした表彰制度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」を実施し、20件の受賞者の取組を道のホームページで公表・PRするとともに、受賞者に対して、北海道グリーン・ビズ認定制度のシンボルマークの使用や金融機関における優遇などの措置を講じた。

(12) 道民意見の反映（第15条）

道は、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関する施策に、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずることとしている。

- 道民や事業者、経済団体、NPO、行政で構成する「北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議」を開催し、エネルギーの需要側・供給側に関わる横断的な課題や取組について情報交換や意見交換を行った。

(13) 連携の推進等（第16条）

道は、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関する施策の策定や実施に当たり、国や市町村と緊密に連携するとともに、市町村や事業者、道民の相互の協力が増進されるよう努めることとしている。

- 国や道、事業者、関係団体等で構成する「北海道地域電力需給連絡会」を開催し、道内の電力需給見通しを情報共有し、節電対策を行うとともに、効果的な節電方策等について意見交換を行った。
- 各総合振興局・振興局ごとに「地域省エネ・新エネ導入推進会議」を開催し、地域資源を活用した省エネルギー・新エネルギー導入等に向けての情報共有や地域課題の把握、取組方向について検討を行った。

※実施実績はH26～H30のもの

2 各年度（H26～H30）の取組状況

- 別添2-2のとおり

3 条例の施行状況等の検討

(1) 必要性

- エネルギーの使用の効率化と新しいエネルギーの開発や導入に積極的に取り組むことにより、エネルギーの需給の安定を図り、持続可能な循環型社会経済システムを構築することは、現在でも依然として重要な課題である。
- 本条例は、本道の社会経済の健全な発展と道民の生活の安定への寄与を目的としたものであり、引き続き、条例による対応必要がある。また、道内全域で取組を進められるよう、必要な施策を総合的かつ計画的に講じていく必要があり、道として対応すべき事項である。

- 本条例に規制に係る規定は設けておらず、また今後も設ける必要はない。

(2) 効果

- 本条例に基づき策定している「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅱ期】」で令和2年度までの数値目標を設定しており、最新の実績で、省エネ部門、新エネ部門とも着実な進捗となっている。
- 条例第6条に規定された施策の基本方針では、省エネルギー並びに新エネルギーの開発及び導入に関し、地域特性や事業者の業態、道民の日常生活における様々な場面に応じて促進するとともに、関連する産業の育成や積極的に取り組む地域づくりに努めることとしており、現在においても、道が施策を講じていく上での基本的な考え方として妥当である。

(3) 基本方針との適合性

- 北海道総合計画の「政策展開の基本方向」では、「生活・安心」、「経済・産業」の2つの柱において、新エネルギーの導入と省エネルギー対策の推進を掲げており、本条例の内容は、これに適合したものとなっている。
- また、条例に基づく「促進行動計画【第Ⅱ期】」は、北海道総合計画の「特定分野計画」に位置づけられている。

(4) 適法性

- 条例が定める道や事業者、道民の責務、道の施策の基本となる事項は、法令の範囲内であり、改正すべき事項はない。

(関連法令)

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法）」、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法）」、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」、「バイオマス活用推進基本法」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）」、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法） など

(5) 規定の適正化

- 条例には、社会情勢の変化により適切でなくなった表現や、分かりにくく整理が必要な表現はなく、改正すべき事項はない。

4 検討結果

- ◇ 以上、定められた各視点に沿って検討を行った結果、本条例の趣旨や目的、基本的施策は妥当であり、現時点で条例の改正は行わない。

5 今後の方向性

- ◇ 社会経済情勢の変化、省エネルギー及び新エネルギーを取り巻く情勢等については、条例に基づく基本的な計画の策定及び見直しにおいて反映させ、その計画に基づいて毎年度具体的な施策を検討する。